

# 福生市男女共同参画実施計画

## (令和6年度～令和8年度)

- 1 男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進・・・P. 1
- 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進・・・P. 6
- 3 あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・P. 11
- 4 あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・P. 15

---

協働推進課

## 1 計画の目的

この計画は、「福生市男女共同参画行動計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、関係部署及び教育機関を含め全庁あげて総合的かつ効果的に取り組むことを目的として策定する。

## 2 計画と役割

この計画は、市が行う施策や事業を明らかにするとともに、市民の参加と協力により計画の実現を図っていくものである。

## 3 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、毎年度改定する。

また「福生市男女共同参画行動計画（第6期）」の最終年度、令和8年度までの達成目標値を設けた。

## 4 主要課題

第1 「男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進」

第2 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

第3 「あらゆる暴力の根絶」

第4 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」

## 5 区分

### 年度区分

新規	計画期間中に開始する事業及び以前から実施しており、今回の行動計画で位置付けた事業
継続	すでに実施しており今後も継続する事業
充実	すでに実施している事業で今後充実していく事業
改善	すでに実施している事業で今後改善していく事業
検討	すでに実施している事業で今後検討を行う事業

# 第1 男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

## 1 男女平等意識の推進

### (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
1-1-1-1 男女共同参画社会の形成のための啓発の推進	1	広報誌・ホームページによる啓発	男女共同参画社会に関する記事や情報を広報誌・ホームページに掲載し、啓発を図る。	広報誌や情報誌、HPや情報メールなど各種広報媒体を活用し、男女共同参画に関する様々な情報（ワーク・ライフ・バランス、DV、女性活躍推進法など）の効果的な提供を図る。また、法改正等があった場合、その都度ホームページで周知を行う。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
	2	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画情報誌「あなたとわたし」を発行、全戸配布し、啓発を図る。	男女共同参画社会への推進を図るため、市民編集員と協働して企画・取材し、市民の視点を活かした身近なテーマから男女共同参画意識を広めるための情報誌を作成し、全戸配布を行う。	年1回発行	継続	継続	継続	協働推進課
	3	男女平等の視点に立った市刊行物発行のためのガイドラインの普及	庁内ネットワーク等を活用し「男女共同参画 表現ガイドライン」の庁内周知に努め、市刊行物を発行する際の活用を促進する。	男女共同参画の視点を持って市の刊行物等が発行できるよう、庁内ネットワークや職員研修を通して「男女共同参画 表現ガイドライン」を活用し、啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	4	メディアリテラシーの普及・啓発	人権尊重や男女平等の視点を持って、メディアによる様々な情報を判断し、的確な選択や活用ができるよう、メディアリテラシーの普及・啓発を推進する。	男女共同参画情報誌やHP、子ども向けガイドブックなどを通して、広く市民にメディアリテラシーの普及・啓発を図る。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	5	法律や制度の理解の促進	ポスターの掲示・パンフレットの配布、ホームページ、広報等により、男女共同参画に関する法律や制度についての周知を図る。	国・都からの資料の配布やポスターの掲示を行うとともに、広報やHP、情報誌等による情報提供を行い、周知に努めていく。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	6	行動計画の周知	男女共同参画行動計画について、ホームページ、広報等により、周知を図る。	広報や情報誌・HP等に行動計画や実施計画の内容をわかりやすく掲載するとともに、各公共施設に行動計画を配置する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
1-1-1-2 男女共同参画に関連する交流の場の形成	7	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供	男女共同参画に関することをテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施し、市民へ啓発を行う。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての講演、対談、シンポジウム等を実施する。また、公民館と協働推進課で共催で行う。	年1回	継続	継続	継続	公民館
	8	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供	男女共同参画に関することをテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施し、市民へ啓発を行う。公民館と共催で行い、男女共同参画セミナーを盛り込む。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての講演、対談、シンポジウム等を実施し、展示なども含めた総合的な啓発の機会とする。また、男女共同参画セミナーも同時に開催し、公民館と協働推進課で共催で行う。	年1回	継続	継続	継続	協働推進課
	9	男女共同参画セミナーの実施	「男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供」の一環として、男女共同参画セミナーを実施し、市民への啓発を図る。	男女共同参画について理解し、意識を深めるためセミナーを行う。テーマについては、社会情勢やニーズを考慮したものとする。また、公民館と共催予定の総合的な啓発の機会の一環として、セミナーを実施する。	50人 (セミナー参加者数)	継続	継続	継続	協働推進課

(2) 男女共同参画に関する情報収集と提供

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
1-1-2-1 男女共同参画推進のための情報の収集と提供	10	男女共同参画に関する資料収集の充実	男女共同参画に関する図書等の資料収集を図る。	男女共同参画関連資料の蔵書数の維持管理に努め、図書等の内容の充実を図る。	随時	継続	継続	継続	図書館
	11	男女共同参画に関する資料の提供	資料や展示により、男女共同参画に関する情報提供を行う。	協働推進課や輝き市民サポートセンター、市役所の情報スペース等に資料等を配置し、男女共同参画に関する情報提供を行う。また、6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動の期間に展示を行い、啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	12			男女共同参画に関する展示の実施	年1回	継続	継続	継続	図書館
1-1-2-2 男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究	13	男女共同参画社会の形成に関する市民意識実態調査の実施と公開	計画年度内に調査を実施する。（令和7年度を予定）	次期、男女共同参画行動計画の策定に反映させるため、社会情勢や他自治体の調査等も参考に、市民意識実態調査の準備や研究等を行う。令和7年度に調査を実施し、結果をHP等で公開する。	令和7年度に実施	検討	新規	充実	協働推進課

(3) 多文化共生に向けての男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
1-1-3-1 国際理解、交流の推進	14	国際理解教育の推進	重要な人権課題として、「国際理解」についての人権教育を一層推進する。	小学校外国語・外国語活動及び中学校外国語においてA・L・I・Tを活用した授業を行うとともに、総合的な学習の時間等において国際理解教育の充実を図る。	年1回（国際理解教育の教育課程上の位置づけ）	継続	継続	継続	教育指導課
	15	国際理解のための学習機会の提供	国際理解のための教育・学習機会の提供など、市民の国際交流を推進し、市内在住外国人が、地域で充実した生活が送れるよう、支援の充実を図る。	国際理解に向けた公民館講座の実施と外国人支援を行うサークルの支援を図っていく。	講座の実施 サークルの支援	継続	継続	継続	公民館
	16	国際理解及び交流の機会の提供	国際理解のための情報提供を行う。	国際理解が広く浸透するよう、HPや情報誌、施設の情報コーナーなどを通じて情報提供を行い、理解と啓発に努める。 また、国際協力や国際交流を目的とした市民活動団体と連携し、活動状況等を発信していく。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
	17	多文化共生講座の実施	市内に住む外国人と日本人の共生に係る課題解決や多文化共生についての理解を促すための講座を開催する。	講座を開催し、市民の理解促進を図る。講座参加の目標人数 60人とする。	60人 (年間延べ参加者数)	継続	継続	継続	協働推進課

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
1-2-1-1 教育内容の充実	18	男女平等の視点を持った教育の推進	あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進する基本方針に基づきながら、人権教育プログラム（都教育委員会）を活用し、指導目標への位置付け、指導資料の見直し等に取り組み、指導の充実を図る。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布し、積極的な活用を周知する。	100%（小・中学校における「人権教育プログラム」の配布）	継続	継続	継続	教育指導課
	19	性教育の充実	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、指導の充実を図る。	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成する。	100%	継続	継続	継続	教育指導課
	20	幼児教育・保育に当たる職員の意識啓発	男女平等の理解を正しい知識を持つための職員への情報提供を行う。	子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見を持つことがないよう、人権を尊重した幼児教育・保育が行えるよう幼稚園及び保育所等に対して職員の意識啓発を行うように依頼する。 R6年度目標：18園	15園	継続	継続	継続	子ども育成課
	21	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の紹介	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の購入と充実を図り、情報提供を行う。	児童書での男女共同参画に関する展示を実施する。	年1回	継続	継続	継続	図書館
	22	男女共同参画社会形成のための子ども向けガイドブックの作成	小学5年生と中学1年生を対象に、男女共同参画の内容について啓発・促進するためのガイドブックの作成と配布を行い、啓発を図る。	対象学年（小学5年生と中学1年生）に、男女共同参画啓発用ガイドブックの作成（改訂を含む）、配布を行う。また、毎年、内容については、適宜見直しを行っていく。	小学5年生用 650部 中学1年生用 650部 年1回発行	継続	継続	継続	協働推進課

(2) 男女共同参画に関する社会教育の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
1-2-2-1 学習機会の提供	23	保育室事業の実施	子育て中の母親にスポーツする機会と環境の整備を整え、学習活動の支援をする。	【福生地域体育館】フラダンス、シェイプアップヨガの2教室及びバドミントン、インディアカ、トレーニング等競技利用者に対して実施する。	2,150人 (年間延べ参加者数)	継続	継続	継続	スポーツ推進課
	24		子育て中の母親の学習機会を提供する。	子育て中の母親の学習機会として保育室事業を実施する。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館
	25	社会教育活動、市民活動の推進	市民の学習機会を広げるため、活動のための場の提供や講座の開催、相談の受付を行う。	市民の学習機会を広げるため、活動の場の提供、講座・教室の開催、相談の受付を行うほか、公民館資料室の充実を図る。	随時	継続	継続	継続	公民館

3 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 母性保護と母子保健の推進（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
1-3-1-1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立への取組	26	妊娠、出産、育児にかかわる健康支援と学習機会の提供	母子健康手帳交付、パパママクラスの実施、妊産婦、新生児訪問の実施、乳幼児健康診査・歯科健康診査の実施、離乳食教室・育児相談の実施、来所、電話相談に随時応じる。	広報等で周知を図りながら、幅広い機会を設け継続実施する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	27	性教育の充実(再掲)	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、指導計画を作成し、指導の充実を図る。	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成する。	100%	継続	継続	継続	教育指導課
	28		ポスターの掲示、パンフレットの配布を行う。	継続して実施し、啓発に努める。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	29	性感染症に対する知識の普及、啓発	保健体育科の指導において性感染症に対する知識の普及、啓発を図る。	学習指導要領に基づき、性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、性感染症教育を実施する。	100%	継続	継続	継続	教育指導課
	30	性の商品化防止の啓発、周知	都の通知や資料をもとに、性の商品化防止の啓発、周知を図る。	チラシやHP、男女共同参画週間において、性の商品化防止の周知に努める。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
1-3-1-2 母性保護の推進	31	性の尊重と母性保護に関する啓発活動	母子保健事業参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	母子健康手帳の交付時やパパママクラス参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	年6回 (パパママクラス開催回数)	継続	継続	継続	こども家庭センター課
1-3-1-3 母子保健事業の充実	32	パパママクラスの実施	新しい家族を迎えるにあたっての心構え、沐浴指導等を実施する。	母子健康手帳の交付時やパパママクラス参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	年6回 (パパママクラス開催回数)	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	33	妊産婦の健康診査、指導の実施	妊産婦の健康診査、指導の充実を図る。	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票・妊婦超音波検査受診票・妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、都内指定医療機関での受診費用の一部を助成し、指定医療機関以外での受診については償還払いする。妊産婦訪問、産婦健康診査及び母子健康手帳交付時に指導助言を行う。	年400件	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	34	相談業務の実施	相談業務の充実を図る。	母子健康手帳交付、パパママクラス、妊産婦訪問、乳幼児健康診査、育児相談、育児学級等母子保健事業において実施。来所・電話相談にも随時応じる。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	35	産後ケア事業の実施	出産後、育児支援を必要とする母親と赤ちゃんに対し、産後ケア事業を実施し、産婦の心身のケア並びに育児のサポートを行う。	母子健康手帳交付時等母子保健事業を通し市民に周知し、必要な家庭に事業を提供することにより、母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課

(2) 心身の健康づくりの推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
1-3-2-1 健康診査等の実施	36	特定健康診査・特定保健指導の実施	特定健康診査・特定保健指導を実施する。	将来における生活習慣病の発生を抑制するため、国民健康保険被保険者（40歳から74歳）に対し特定健康診査によりメタボリックシンドローム又はその予備群を抽出し、その対象者に対して特定保健指導を実施し生活習慣の改善を図る。また、勸奨ハガキにより、特定健康診査の受診等を促す。	52%（特定健康診査受診率） 40%（特定保健指導実施率）	継続	継続	継続	健康課
	37	若年健康診査事業の実施	若年健康診査事業を実施する。	若年層（30歳、35歳）の方を対象とした健診事業（各種測定、採血、尿検査等）を市内の指定医療機関で実施し、早期からの健康づくりにより将来の生活習慣病予防等につなげる。	対前年比受診率増	継続	継続	継続	健康課
	38	無保険者健康診査の実施	無保険者健康診査を実施する。	生活保護受給者の健康保持・増進を図るため、満40歳以上の方を対象に、年一回実施している。主な内容、問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液化学検査、血糖検査等を行う。	対前年比受診率増	継続	継続	継続	健康課
	39	健康教育・健康相談の充実	健康教育・健康相談の充実を図る。	心身の健康についての知識の普及啓発と意識の向上、健康に関しての相談に応じ、指導・助言を行う。内容については、必要に応じて見直しを行っていく。また、広報等を通して普及啓発を図る。	年170回 （健康教育・健康相談の実施回数）	継続	継続	継続	健康課
	40	心の健康づくり事業の実施	心の健康づくりにつながる事業を実施する。	健康づくり推進員と共に、イベント会場でのあいさつ運動や出前講座等を行い、心の健康について普及啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	健康課
1-3-2-2 健康づくりへの支援	41	中高齢者の自立支援に向けた健康教室の実施	健康体力づくり教室において、中高齢者を対象に転倒防止、筋力の維持、バランス能力の向上を図り、介護予防を行う。	【中央体育館】シニア健康体操、若草健康体操等 【熊川地域体育館】エンジョイ軽スポーツ、高齢者筋トレ体操、楽しい軽スポーツ 【福生地域体育館】ころばん塾、かんたんエクササイズ、さわやか軽スポーツ等	5,900人 （年間延べ参加者数）	継続	継続	継続	スポーツ推進課
	42	女性の健康づくりに向けたスポーツ教室の実施	更年期障害、冷え症など女性に多く発生する症状を解消し、体調改善を行うため、年間を通してスポーツ教室を実施し、女性の心身の健康づくりを推進する。	【熊川地域体育館】 骨盤コンディショニングヨガ、ポディーケアストレッチ	560人 （年間延べ参加者数）	継続	継続	継続	スポーツ推進課

## 第2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

### 1 家庭と仕事の両立支援の推進

#### (1) 家庭と仕事の両立に対する理解促進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
2-1-1-1 ワーク・ライフ・バランスの 意義の普及・啓発	43	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・発信	ホームページ、広報等により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供と発信を行い、周知と啓発に努める。	ワーク・ライフ・バランスの考え方が広く浸透するよう、広報やHP、情報誌やDVD上映、国や都、各自治体発行の資料の提供など多様な手段や機会を通じて情報を提供し、周知と啓発に努める。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
	44		情報の提供と発信を行い、啓発に努める。	窓口や事業等を通して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供するとともに啓発に努める。	定期的な啓発	継続	継続	継続	各課（協働推進課）
	45	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集	ワーク・ライフ・バランスに関する国や各自治体発行の資料や情報の収集を図る。	今後の事業や業務の参考となるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する国や各自治体発行の資料や情報の収集に努める。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
2-1-1-2 ワーク・ライフ・バランスを 実現しやすい環境整備への働きかけ	46	男女共同参画の視点から見た公共調達	市の公共調達において、男女共同参画に関する項目を導入し、男女共同参画を推進している事業者への入札加点とする。	市の公共調達において、男女共同参画を含む評価項目により落札者を決定する、総合評価一般競争入札を実施する。	総合評価方式による一般競争入札の実施	継続	継続	継続	契約管財課
	47	労働時間短縮に向けた取組	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を掲出し、啓発による働きかけを実施する。	定期的な啓発	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	48	育児・介護休業制度の普及・促進	東京都の啓発資料を利用し、普及・促進に努める。	東京都等の資料の掲出及びHP等による定期的な周知を実施する。	定期的な啓発	継続	継続	継続	シティセールス推進課
2-1-1-3 ポジティブ・アクションの推進	49	ポジティブ・アクションの普及・啓発	ホームページ、広報等により、ポジティブ・アクションについての周知を図っていく。	HPや広報、情報誌等を活用し、ポジティブ・アクションについての周知を図り、意識啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	50	市内企業・事業者への労働関係法の啓発促進	広報、ホームページ、情報誌等での周知・啓発及びポスター・チラシ等の資料提供により、労働関係法についての啓発の促進を図る。	広報やHP、情報誌等で労働関係法の周知を図るとともに、国や東京都のポスターやチラシ等、資料での情報提供を行い、意識啓発を図る。	随時	継続	継続	継続	協働推進課

(2) 子育て支援サービスの充実

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課	
						R6	R7	R8		
2-1-2-1 乳幼児保育の充実	51	低年齢児保育の充実	0歳児保育を実施し、待機児解消を図る。	市内の保育所等15園で、0歳児保育を実施する。	585人 （低年齢児「0～2歳児」保育の定員数）	継続	継続	継続	子ども育成課	
	51-2		（幼稚園における2歳児定期利用保育事業） 待機児童の発生しやすい2歳児の受入枠を拡大し、女性の活躍推進を図るため、幼稚園の2歳児定期利用保育事業を実施する。	市内1か所で実施する。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-1	就労形態に合わせた保育サービスの提供	（病後児保育の実施） 病後回復期の児童の保育を実施する。	1か所で実施する。	1か所	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-2		（病児保育の実施） 病気中の児童の保育を実施する。	1か所で実施する。	1か所	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-3		（延長保育の実施） 午後6時から7時までの延長保育を市内保育園全園で実施する。	市内の保育所等15園で実施する。	市内15園	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-4		（休日保育の実施） 休日に保育を実施する。	市内の保育所2園で実施する。	市内2園	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-5		（一時預かりの実施） 保護者が傷病等により、一時的に家族で児童を保育することが困難な場合、児童の一時預かりを行う。市内保育園で対応。	市内の保育所等15園で実施する。	市内15園	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-6		（ベビーシッター利用支援事業） 就労形態に合わせた保育サービスを実施し、女性の活躍推進を図るため、ベビーシッター利用支援事業を実施する。	都が指定する事業者において実施する。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課	
	53		認証保育所への支援の充実	（認証保育所運営助成事業） 認証保育所を保育施設として活用し、児童の保育を行い、運営費の助成を行う。	市外の認証保育所に入所する児童に対し、運営費の支弁、補助を実施する。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課
	54		認証保育所利用助成制度の充実	認証保育所利用助成制度を実施する。	対象者の入園料及び保育料を助成する。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課
2-1-2-2 児童の健全育成の充実	55	児童館の整備・充実	子育て支援のため児童館事業の充実を図る。	利用者ニーズを把握し、児童館事業の充実を図る。 また、中高生の主体的な活動を支援しながら、中高生の居場所としての役割を果たしていく。	3館で実施	継続	継続	継続	子ども政策課	
	56	学童クラブの充実	子育て支援のため学童クラブ事業を委託して実施する。	放課後の安心・安全な居場所として、市内12学童クラブにおいて継続して実施する。	0人 （待機児数）	継続	継続	継続	子ども政策課	
	57	ふっさっ子の広場の充実	地域の協力を得て、放課後子どもたちの健全育成を図る 場としてふっさっ子の広場を実施する。	市内7小学校内にて継続実施する。 また、関係部署と連携し、学童クラブとふっさっ子の広場の一体型運営を推進していく。	延べ4万人 （年間利用者数）	継続	継続	継続	子ども政策課	

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
2-1-2-3 育児相談・指導 の充実	58	子ども家庭支援センター事業（現：子ども家庭支援事業）の充実	子ども家庭支援センター（現：こども家庭センター）において、子どもと家庭に関する総合相談を充実していく。地域における支援ネットワークを各関係機関とともに構築していく。	市民及び関係機関への積極的な働きかけにより、支援対象児童等の早期発見、問題の未然防止を図り、適切な支援を実施していく。また、子育て中の市民が相談をしやすいうちに、アウトリーチ型「子育てなんでも相談」を継続していく。	子育てなんでも相談 適宜実施	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	59	相談業務の実施（再掲）	相談業務の充実を図る。	母子健康手帳交付、パパママクラス、妊産婦訪問、乳幼児健康診査、育児相談、育児学級等母子保健事業において実施。来所・電話相談にも随時応じる。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	60	パパママクラスの実施（再掲）	新しい家族を迎えるにあたっての心構え、沐浴指導等を実施する。	母親に加え、父親参加型プログラムを充実し、育児への男女共同参画の啓発を行う。	年6回 （パパママクラス開催回数）	継続	継続	継続	こども家庭センター課
2-1-2-4 交流を通じた育児 支援の推進	61	ファミリー・サポート・センター事業の充実	依頼会員と提供会員による助け合いながら子育てをする会員組織（有償ボランティア）。生後57日から小学校6年生までのお子さんの送迎や預かりを行う。	多岐にわたる依頼内容に応じられるように新たな支援の展開や業務の効率化等を図る。	会員数（前年度比増）	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	62-1	子育てひろば事業の充実	親同士、子ども同士の交流を図りながら、情報交換を行う場を提供し、子育て支援の充実を図る。	保育園において実施する子育てひろば事業を支援する。	保育園2か所 （子育てひろば実施箇所数）	継続	継続	継続	子ども育成課
	62-2	子育てひろば事業の充実	親同士、子ども同士の交流を図りながら、情報交換を行う場を提供し、子育て支援の充実を図る。	各児童館では、乳幼児対象の子育てひろば事業を週3回以上実施する。また、子育てに役立つ「子育て応援事業」を年1回、子育て相談事業を週3回以上実施する。	児童館3か所 （子育てひろば実施箇所数）	継続	継続	継続	子ども政策課
	62-3	子育てひろば事業の充実	親同士、子ども同士の交流を図りながら、情報交換を行う場を提供し、子育て支援の充実を図る。	子ども応援館において、子育てひろば事業を実施するとともに、利用時間の拡大を図る。	子ども応援館1か所 （子育てひろば実施箇所数）	充実	継続	継続	こども家庭センター課 教育支援課（R6～）
	63	子育てネットワークづくりの促進	子育てひろば事業を活用し、子育て世代の交流を促し、ネットワークを広げていく。	親子交流の場の提供や子育て不安の緩和に努める。また、利用時間の拡大を図るとともに、さまざまなイベントの充実を図り、子育て支援の充実を促進する。	ふれあいひろば利用者数（前年度比増）	充実	継続	継続	こども家庭センター課 教育支援課（R6～）
	64	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	妊娠中から産後6か月以内（多胎の場合は1年）の方を対象にヘルパーを派遣し育児や家事援助を行い、産前・産後の生活をサポートする。	妊娠中から産後にかけてヘルパーを派遣し、保護者の育児に対する不安を少しでも軽減できるよう支援していく。様々な方法で周知、PRを行い、利用者の増を目指す。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課

(3) 介護支援サービスの充実

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
2-1-3-1 介護サービスの 充実	65	配食サービスの実施	在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、食事を提供し、安否の確認を行う。	在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、一週間に2回以内で食事を提供し、安否の確認を行う。	6,000食 (年間配食数)	継続	検討	検討	介護福祉課
	66	地域包括支援センター事業の充実	介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的ケアマネジメント事業を実施する。	令和4年度から市内3か所に地域包括支援センターを整備した。高齢者の総合相談窓口として、地域住民の相談支援を行う。	随時	継続	継続	継続	介護福祉課

(4) 適切な情報提供の実施

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
2-1-4-1 福祉に対する理 解の促進	67	福祉教育の充実	人権課題「高齢者」「障害者」について、人権教育の年間指導計画位置付け指導を行う。	特別の教科 道徳の授業に関連させて、人権課題「高齢者」「障害者」について指導を行う。	100%	継続	継続	継続	教育指導課

2 多様な働き方への支援

(1) 女性の自己啓発の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
2-2-1-1 女 性の自己啓発の ための支援	68	自己啓発に関する学級、講座の実施	講座での学びや実践を通じて女性の自己啓発につながる事業を実施する。	女性の自己啓発につながる講座を各館で実施する。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館

(2) 女性の就業・再就職支援

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
2-2-2-1 就労環境の整備	69	改正男女雇用機会均等法の 実効性の確保	必要に応じて随時要望していく。	改正内容の周知のためのHPや広報等による市民への呼びかけを検討し、市民からの要望を受けた際には労働基準監督署等に必要に応じて随時要望していく。	要望については 随時対応	継続	継続	継続	シティセールス推 進課
	70	労働に関する相談体制の整 備	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を掲出し、啓発を実施する。	定期的な情報提 供と案内	継続	継続	継続	シティセールス推 進課
	71	再雇用制度、パートタイム 労働法等の普及促進	商工会等を通じて市内企業へ、再雇用制度や改正パートタイム労働法の周知をする。	東京都等の資料を、商工会にも掲出し啓発による働きかけを実施する。	定期的な情報提 供と案内	継続	継続	継続	シティセールス推 進課

(3) 就労に関する情報収集と提供

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
2-2-3-1 女性のための就 労支援の充実	72	ハローワーク等と連携した 求人情報の提供	ハローワーク等と連携して、就職面接会・就職セミナー を年2回実施。 また、出張相談を月1回度実施していく。	ハローワーク等と連携して、就職面接会・就職セミナー を年2回実施していく。 また、出張相談を月1回実施していく。	就職面接会・就 職セミナー年2 回実施 出張相談月1回 実施	継続	継続	継続	シティセールス推 進課
2-2-3-2 男女共同参画社 会の形成に向け ての事業者への 情報提供	73	男女共同参画社会の形成に 向けての事業者への情報提 供	事業者に男女共同参画社会形成につながる情報提供を行 う。	東京都等の資料を掲出し、啓発を実施する。	随時	継続	継続	継続	シティセールス推 進課
	74			東京都や国の情報をHPや情報誌等で事業者に提供し、 啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課

3 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
2-3-1-1 家庭における共 同参画意識の醸 成	75	講座等の開催によるワー ク・ライフ・バランスにつ いて考える機会の提供	講座等を通じて、ワークライフバランスについての理解 を深める。	講座等を通じて、ワークライフバランスについての理解 を深める。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館
	76	家族介護支援事業の充実	介護に対する共同分担意識を啓発し、男女で社会的に担 う介護を実現できるように努め、市民理解の浸透を図 る。	家族介護者教室等を開催し介護者への負担軽減並びに介 護知識の普及啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	介護福祉課

### 第3 あらゆる暴力の根絶

#### 1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進

##### (1) DV・デートDVに関する正しい知識の啓発

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
3-1-1-1 DV・デートDVに 関する啓発の実 施	77	配偶者等からの暴力防止 に関する意識啓発の充実	ポスターの掲示・パンフレットの配布、ホームページ、 広報等を活用し、周知を図る。また、理解促進のため、 DVに関する具体的な数値を示す機会を設ける。	広報やホームページ、情報誌などへの記事の掲載及び成 人式でのチラシ配布、各公共施設等の相談窓口カードの 設置等を通じ、広く周知を図る。また、展示の際には、 DVに関する具体的な数値を示すデータなどを用い、よ り理解が深められるよう啓発を行っていく。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
	78	デートDVについての啓 発の推進	若者に向けて、デートDVについての周知・啓発を行う。	新成人に向けて、デートDVに関する周知のチラシを作成 し、配布する。また、中学1年生用子ども向けガイド ブックでも、デートDVに関するこの内容を取り上げ作成 し、啓発を図る。	各年1回 発行	継続	継続	継続	協働推進課
	79	男女共同参画情報紙の発 行 （再掲）	男女共同参画情報誌「あなたとわたし」を発行、全戸配 布し、啓発を図る。	男女共同参画社会への推進を図るため、市民編集員と協 働して作成する、男女共同参画情報誌「あなたとわた し」の中でDVに関する情報も掲載し、啓発に努める。	年1回発行	継続	継続	継続	協働推進課
3-1-1-2 人権について考 える機会の提供	80	人権に関する啓発の促進	人権意識を高めるための啓発や情報提供を行う。	リーフレットの掲出や職員への研修を通じ、幅広く人権 に関する啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	秘書広報課
3-1-1-3 人権に配慮した 取組の実施	81	人権に配慮した取組の実 施	人権意識を持ち、市民への対応や事業の実施に取り組 む。	市民への対応や実施する事業、手続き上の表現等が、人 権に配慮したものが、改めて確認し、取り組む。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）

#### 2 被害者を支援する仕組みの強化

##### (1) 相談体制の強化と周知

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
3-2-1-1 DVに関する相談 窓口の周知	82	「DV防止法」に基づく 通報についての周知	ホームページ、広報等を生かし、市民への周知を図って いく。	HPや広報及び「女性に対する暴力をなくす運動」の期 間中に啓発コーナーを設置し、周知を図る。	年1回	継続	継続	継続	協働推進課
	83		関係機関への周知を図っていく。	関係機関への周知を図っていく。	DV防止法につ いて、民生・児 童委員に周知	継続	継続	継続	社会福祉課
	84	女性等悩みごと相談窓口 の充実	月2回、専門のカウンセラーが具体的に対応する。ま た、より良い手法や体制を随時検討していく。	月2回、専門のカウンセラーが具体的に対応する。ま た、より良い手法や体制を随時検討していく。	月2回 （相談窓口の実 施）	継続	継続	継続	社会福祉課

(2) 被害者の自立支援の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
3-2-2-1 被害者に対する 支援措置の実施	85	被害者の自立のための相談・支援	必要に応じて関係機関との連携を図る。	必要に応じて関係機関との連携を図る。	100% (被害者の自立 相談対応率)	継続	継続	継続	社会福祉課
	86		日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立支援を行う。	各関係機関と連携し、相談等の支援を行う。引き続き市が直接指定施設と利用契約を締結し、緊急一時保護を講じるための事業を実施していく。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	87	DVやストーカー行為被害者等の支援	規則や法令に基づいて、適正に運用する。	DVやストーカー行為被害者等を保護するため、住民票、附票の交付請求の拒否、審査の厳格化等を行う。	100% (被害者の支援)	継続	継続	継続	総合窓口課
	88			閲覧用選挙人名簿から総合窓口課に申立てのあったDVやストーカー行為被害者等の者を外す。	100%（閲覧用選挙人名簿から被害者を外す措置の実施）	継続	継続	継続	選挙管理委員会事務局

3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化

(1) 早期発見のための取組と連携強化

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
3-3-1-1 ハラスメント防止に向けた取組の推進	89	ハラスメント防止研修の充実	組織内研修を実施し、啓発資料を職員に周知する。	課長職必修の研修としてハラスメント防止研修を実施する。また、国等の対応マニュアルに基づきハラスメントのない職場づくりに努める。	100% (対象職員のハラスメント防止研修受講率)	継続	継続	継続	職員課
	90	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	情報誌、ホームページ等で、セクシュアル・ハラスメントについての理解と啓発を図る。	セクシュアル・ハラスメントについての周知を情報誌やHP、国や東京都の資料などを活用し、理解と啓発を図っていく。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	91	企業等に対するハラスメント防止の啓発	企業等に対して、ハラスメントについての啓発を行う。	企業向けのハラスメント研修に関するチラシの掲出や、情報誌、HP等でハラスメントへの理解と啓発を図る。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
3-3-1-2 高齢者への虐待防止の取組の充実	92	高齢者虐待の防止のための意識啓発	ポスターの掲示、パンフレットの配布を実施する。	市内公共施設及び医療機関等、パンフレット設置施設を増やす。	20か所（パンフレット設置箇所。市内公共施設及び医療機関等）	継続	継続	継続	介護福祉課
	93	高齢者虐待相談窓口の充実	家庭における看護方法、療養方法等の他、家族の健康管理、各制度の利用の仕方を周知するとともに相談事業を充実させる。また、関係機関との連携を図る。	地域包括支援センター等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応と養護する家族への支援を実施する。	随時	継続	継続	継続	介護福祉課

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
3-3-1-3 児童への虐待防 止の取組の充実	94	相談・通告窓口の充実	関係機関との情報の共有と連携により適切な対応に努める。	各関係機関がそれぞれの役割を発揮し連携していけるように、要保護児童対応マニュアル等を活用しお互いの機能・役割を理解していく。また、各関係機関や市民対象の講演会を開催し児童虐待防止の推進を図る。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	95	児童虐待の防止のための 意識啓発	児童虐待を防ぐための意識啓発に向けた事業の取組みや、広報及びホームページの掲載を実施する。	市内の小中学校、保育所等において、児童・生徒に対して困った時の対応や相談機関について周知していく。また、11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報やホームページ、パネル展示等で虐待防止に関する周知を行い、乳幼児総合相談を実施する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	96		福生市サポート会議において、関係機関との一層の連携を図る。個別のケースについては、サポートチーム等の体制を考えていく。	福生市サポート会議で「児童虐待」について取り上げ、教職員への啓発を図る。また、個別のケースについては、常時関係機関との連携を図るとともに、状況に応じてサポートチームによる解決を図る。	随時	継続	継続	継続	教育指導課
	97	早期発見・早期支援の取 組	関係機関との連携を図り、必要に応じて適切な対応ができるよう努める。	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化し、特に就学する障害児や保育所等に通う障害児への虐待防止を図り、必要に応じて適切な対応に努める。	随時	継続	継続	継続	障害福祉課
	98		各家庭の状況を把握し、虐待の疑われる場合は通告するとともに関係機関と連携をし支援を行う。	虐待の早期発見に努めるとともに、必要に応じて適切な対応をする。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	99		児童虐待の早期発見を目指す幼児教育・保育を実践する。	市内の幼稚園及び保育所等18園で児童虐待の未然防止、早期発見等に努める。	市内15園	継続	継続	継続	子ども育成課
	100		児童虐待通告を受けての調査や家庭訪問等を迅速に実施し、適切な対応を図る。	児童虐待通告を受けた際は迅速に情報調査、家庭や関係機関の訪問による状況確認、保護者や児童との面接を行っていく。必要に応じて関係機関と連携し児童の一時保護を行っていく。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
101	福生市サポート会議において、民生児童委員・児童相談所との連携を行うとともに、個別のケースについては常時関係機関との連携を保つ。		学校からの通告、情報提供等により早期発見・早期支援を行う。また、福生市サポート会議、教育相談室地域連絡会で民生・主任児童委員、子ども家庭支援センター、学童クラブ、児童館指導員等と情報の共有を行い早期に最善の支援を行う。	教育相談室地域連絡会の年3~4回の開催。福生市サポート会議への参加	継続	継続	継続	教育支援課	

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
3-3-1-3 児童への虐待防 止の取組の充実	102	民生児童委員、主任児童 委員活動との連携	民生児童委員と学校関係者と児童相談所と子ども家庭支 援センターとの協議会実施に向け、事前会議を行っている。 また、個別のケースについても主任児童委員、民生 児童委員と児童相談所等の連携を行う。	有意義な協議会を開催するため、事前会議を通じて内容 を協議する。また、個別のケースについても主任児童委 員、民生児童委員と児童相談所等の連携を行う。	随時	継続	継続	継続	社会福祉課
	103		教育機関と保健・医療、福祉、労働等との積極的な連携 を図る。エリア・ネットワークを構築し、充実を目指す。	教育相談室地域連絡会を通じて民生・主任児童委員、子 ども家庭支援センター、学童クラブ、児童館指導員等と の連携を図り、情報を共有し早期支援体制を構築する。	随時	継続	継続	継続	教育支援課
	104	児童相談所等関係機関と の連携の強化	要保護児童等への適切な対応を図るため、要保護児童対 策地域協議会を活用し各関係機関が子どもと家庭に関す る情報を共有し、連携による支援を図っていく。このこ とにより、要保護児童等の早期発見と関係機関の多様な 援助が可能となる。	要保護児童等と家庭に関する機関相互の情報共有、役割 分担及び連携による支援体制の充実を図り、問題の未然 防止、早期発見に取り組む。 要保護児童対策地域協議会 代表者会議 年2回 実務担当者会議 年4回 個別ケース検討会議 随時	代表者会議 年 1～2回 実務担当者会議 年4回 個別ケース検討 会議 随時	継続	継続	継続	こども家庭センター 課
	105		学校と教育相談室が協力し、児童・生徒及び保護者の状 況を把握しつつ、必要に応じて児童相談所等関係機関と の連携を図っていく。	福生市サポート会議に出席し、児童・生徒の状況把握に 努め、サポートチームへの参加など必要に応じて児童相 談所等関係機関と連携を図っていく。	随時	継続	継続	継続	教育支援課
	106	子どもの安全を守るため の取組	学校における、虐待を発見するポイントや発見後の対応 の仕方等について教職員の理解を促進していく。	東京都教育委員会「人権教育プログラム」等を活用し、 教職員の児童虐待防止に係る理解を促進していく。	100%	継続	継続	継続	教育指導課
3-3-1-4 障害者への虐待 防止の取組の充 実	107	障害者虐待防止のための 支援	障害者虐待防止法に係る障害者虐待防止を推進する。	障害者虐待防止について広報、ホームページや市民への 講習会等で周知し、虐待防止を推進する。	随時	継続	継続	継続	障害福祉課
	108	早期発見・早期支援の取 組	関係機関との連携を図り、必要に応じて適切な対応がで きるよう努める。	虐待通知を受けた際は、速やかに関係機関と連携を図 り、状況確認を行い、適切な対応を行う。	随時	継続	継続	継続	障害福祉課

## 第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

#### (1) 政策・方針決定の場への男女の意見の反映

具体的 施策	No.	主要事業	実施(計画)内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-1-1-1 審議会等への女性 の登用の促進	109-1	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% (審議会等における女性委員の割合)	継続	継続	継続	企画調整課
	109-2	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% (審議会等における女性委員の割合)	継続	継続	継続	総務課
	109-3	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% (審議会等における女性委員の割合)	継続	継続	継続	防災危機管理課
	109-4	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% (審議会等における女性委員の割合)	継続	継続	継続	保険年金課
	109-5	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% (審議会等における女性委員の割合)	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	109-6	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% (審議会等における女性委員の割合)	継続	継続	継続	環境政策課
	109-7	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% (審議会等における女性委員の割合)	継続	継続	継続	ごみ減量対策課
	109-8	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% (審議会等における女性委員の割合)	継続	継続	継続	社会福祉課

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-1-1-1 審議会等への女 性の登用の促進	109-9	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	障害福祉課
	109-10	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	介護福祉課
	109-11	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	健康課
	109-12	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	子ども政策課
	109-13	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	まちづくり計画課
	109-14	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	道路下水道課
	109-15	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	選挙管理委員会事務局
	109-16	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	監査委員事務局
	109-17	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	教育総務課

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-1-1-1 審議会等への女性 の登用の促進	109-18	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	学務課
	109-19	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	生涯学習推進課
	109-20	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	スポーツ推進課
	109-21	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	公民館
	109-22	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和6年度目標値：33%	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	図書館
4-1-1-2 市政への女性意見の 反映	110	女性委員の登用の目標値の周知	女性委員構成比の目標値を庁内に周知し、実現を図ることを推進していく。	女性委員の参画状況を調査し、現状と目標値を庁内に周知し、女性の委員への登用を促進する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	111	市民参画の機会の充実	市民会議、委員公募制の拡大等により市民参画の機会を広げていく。	さまざまな機会をとらえ、市民参画の促進を図る。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）
	112	女性の意見反映の機会の充実	市民との協働を進めていくなかで充実を図っていく。	市民会議や市民団体との会議など、市民と接するさまざまな機会において女性の意見反映の充実を図る。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）
	113	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供（再掲）	女性・男性問題など男女共同参画に関することをテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施し、市民へ啓発を行う。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての講演、対談、シンポジウム等を実施する。また、公民館と協働推進課で共催で行う。	年1回	継続	継続	継続	公民館
	114		女性・男性問題など男女共同参画に関することをテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施し、市民へ啓発を行う。公民館と共催で行い、男女共同参画セミナーを盛り込む。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての講演、対談、シンポジウム等を実施し、展示なども含めた総合的な啓発の機会とする。また、男女共同参画セミナーも同時に開催し、公民館と協働推進課で共催で行う。	年1回	継続	継続	継続	協働推進課

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-1-1-2 市政への女性意見の反映	115	男女共同参画セミナーの実施（再掲）	「男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供」の一環として、男女共同参画セミナーを実施し、市民への啓発を図る。男女共同参画セミナーを実施し、市民への啓発を図る。	男女共同参画について理解し、意識を深めるためセミナーを行う。テーマについては、社会情勢やニーズを考慮したものである。また、公民館と共催予定の総合的な啓発の機会の一環として、セミナーを実施する。	50人 (セミナー参加者数)	継続	継続	継続	協働推進課

(2) 女性リーダーの育成

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-1-2-1 女性人材の発掘及び育成	116	女性人材情報の収集と提供	女性・男性も含めた人材情報の収集に努める。	女性委員の参画状況を調査し、現状と目標値を庁内に周知し、女性の委員への登用を促進する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
4-1-2-2 女性の参画機会の提供	117	リーダー養成のための学習機会の提供	各種講座の中で能力開発や意識の向上を図る。	女性のリーダーシップを高める機会となる事業を実施する。	講座1コース実施（各年度）	継続	継続	継続	公民館
	118	市民参画の機会の拡充	市民会議、委員公募制の拡大等により市民参画の機会を広げていく。	さまざまな機会をとらえ、市民参画の促進・拡充を図る。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）

(3) 庁内における男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-1-3-1 女性職員の積極的登用	119	女性職員比率向上	女性の職員比率40%を目指し、採用の拡大に取り組む。	目標値を40%以上とし、女性職員比率の拡大に取り組んでいく。	40%（市職員における女性の割合）	継続	継続	継続	職員課
	120	適材適所の登用にに向けた人材の育成	昇任（認定）試験・人事考課により、女性職員の管理職等への登用を図る。	ポストへの登用に結びつくよう幅広い職務配置に配慮するとともに昇任試験等の受験を促進する。	70% (昇任試験の女性職員の受験率)	継続	継続	継続	職員課
	121	管理職等への女性職員の積極的登用	昇任（認定）試験・人事考課により、女性職員の管理職等への登用を図る。	ポストへの登用に結びつくよう幅広い職務配置に配慮するとともに昇任試験等の受験を促進する。	70% (昇任試験の女性職員の受験率)	継続	継続	継続	職員課
4-1-3-2 市庁内における男女平等の徹底	122-1	研修を通じた男女共同参画社会形成への促進	男女共同参画社会形成研修の充実・研修実績の公表	男女共同参画の視点を踏まえ、組織内研修を実施するとともに、市町村職員研修所の男女共同参画社会形成研修に職員を派遣する。また、研修の実績を公表する。	40%（職員の男女共同参画社会形成研修受講率）	継続	継続	継続	職員課
	122-2	研修を通じた男女共同参画社会形成への促進	男女共同参画社会形成研修の充実・研修実績の公表	育児休業取得者の職場復帰に対する不安解消のため、育児休業取得者支援セミナーを実施する。	100%（育児休業取得者セミナーへの職員参加率）	継続	継続	継続	職員課
	123	ハラスメント防止研修の充実（再掲）	セクシュアル・ハラスメント研修の充実（再掲）	課長職必修の研修としてハラスメント防止研修を実施する。また、国等の対応マニュアルに基づきハラスメントのない職場づくりに努める。	100% (対象職員のハラスメント防止研修受講率)	継続	継続	継続	職員課
	124	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	性別に関係なく、役割の分担を継続して実施していく。現場作業等においては、複数で協力しあっていく。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）
	125	旧姓使用選択制の継続	旧姓使用選択制の継続	新規採用職員をはじめとして、各職場へ制度の周知を図り、制度を継続していく。	随時	継続	継続	継続	職員課
126	男女平等推進条例の創設検討	男女平等推進条例の創設検討	条例のある自治体に調査及びヒアリングを行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課	

2 ともに助け合う地域づくりの推進

(1) 地域活動への男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-2-1-1 地域活動の推進	127	地域活動情報の提供	地域活動情報を広報紙・ホームページへ取り上げる。	広報紙の15日号にあるコーナー「市民のひろば」で、市民活動情報を市内へ周知し、ホームページにもPDFデータとして掲載する。 また、地域活動の情報が寄せられた際には、内容によっては「まちネタ」として報道機関へプレスリリースを行う。	年12回	継続	継続	継続	秘書広報課
	128	社会教育活動、地域活動への参加の推進	親と子が共に1日を過ごすことを目的とした家庭の日の推進・啓発及び青少年の健全育成を目的に、青少年育成地区委員長会主催事業（「ふっさ青少年フェスティバル」など）を支援する。	青少年育成地区委員長会の一大イベントである「ふっさ青少年フェスティバル」等、今後の活動を支援していく。	青少年育成活動年1回実施	継続	継続	継続	子ども政策課

(2) 地域防災への男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-2-2-1 防災意識の醸成	129	防災啓発の推進	地域防災を担う自主防災組織のリーダーを対象とした講習会や、消防署と合同による防災展や防災だよりの全戸配布などを実施する。	講習会を通じて女性の自主防災リーダーの参画の重要性を啓発し、展示会等において女性の観点による災害への備えなどの周知を図っていく。	随時	継続	継続	継続	防災危機管理課
	130	避難所運営の検討	災害時に避難所となる施設において、避難所開設・運営訓練を実施するとともに、訓練結果を踏まえた避難所運営の検討を随時行う。	訓練の実施や運営の検討の際には、避難所運営メンバーに女性の参画を推奨し、災害時における男女性差のない避難所運営を推進していく。	年1回訓練を実施	継続	継続	継続	防災危機管理課

3 困難を抱える男女への支援

(1) ひとり親家庭や性的少数者、外国人等への支援

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-3-1-1 ひとり親家庭への 支援の充実	131	ひとり親家庭への就労相談・支援の充実	生活及び家事援助サービスの充実を図る。	日常生活にお困りのひとり親家庭の方に、育児や食事の世話を手伝いするホームヘルプサービス事業を案内する。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課
	132		母子・父子自立支援員による相談業務を実施する。	就労に必要な資格・技術・知識の習得のために要した費用の一部助成を行う。制度については、十分な理解が得られるよう説明を行う。また、就労にあたって相談や情報提供等を行う。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
4-3-1-2 性的少数者に配慮した取組の推進	133	性的少数者に配慮した取組の実施	事業の実施にあたって、性的少数者に対する表現等に各課で配慮する。	性的少数者に配慮した取組を各課検討し、実施する。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）
4-3-1-3 外国人に配慮した支援	134-1	テレビ電話多言語通訳サービスの実施	日本語による意思疎通が困難な外国人住民とのコミュニケーションを図り、迅速かつ正確な窓口対応等を実現するため、タブレット型のテレビ電話を使用し、外国人住民と市職員、通訳者三者による同時会話の通訳及び届出書等の翻訳を行う。	外国人住民や聴覚障害者と円滑な意思疎通を図り、迅速かつ正確な手続き及び情報提供を行う。	随時	継続	継続	継続	総合窓口課
	134-2			子育て世代の外国人住民と円滑な意思疎通を図り、妊娠届出時面接から適切な情報提供や妊娠・出産・子育てについての相談など、切れ目ない支援を提供する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	134-3			子育て世代の外国人住民に対し、適切な手続きや情報提供を行う。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課
	135	日本語通訳者派遣事業の実施	相談業務において、日本語での意思疎通が不十分な外国人保護者等に対して日本語通訳者を同席させ、母国語での相談ができるよう相談業務の充実を図ることにより、妊婦の安全な出産及び子どもの健全な育成に寄与する。	子育て世代の外国人住民に対し、適切な情報提供や妊娠・出産・子育てについての相談など、切れ目ない支援を提供する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	136	多言語AI等活用事業の実施	市内には、多くの地域の外国人住民が生活しているため、行政サービスを知る機会や案内に課題があることが考えられる。そこで、日本人にも外国人住民にもわかりやすい行政サービスの案内を目指して、令和2年度から多言語AIチャットボット及びAIスピーカーの実証実験を行う。	本格導入の実施	本格導入の実施	継続	継続	継続	情報政策課

(2) 多様性の尊重

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和6年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R6	R7	R8	
4-3-2-1 多様性への理解の促進	137	人権に関する啓発の促進（再掲）	人権意識を高めるための啓発や情報提供を行う。	リーフレットの掲出や職員への研修を通し、幅広く人権に関する啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	秘書広報課
	138		人権意識を持ち、市民への対応や事業の実施に取り組む。	リーフレットの掲出やホームページ、情報誌、講座等を通し、幅広く人権に関する啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）
	139	多様性への理解の促進	国籍や肌の色、言語、性別、性的指向、障害の有無など、多様な背景を持つ人々への理解を促し、人権の尊重につなげていく。	情報誌やHP、男女共同参画週間での展示、庁内の資料の掲出などを通し、多様性への理解について市民に幅広く啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課